

議第165号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に規定する回数券」を「の回数券」に、「又は第8条第1項に規定する定期駐車券」を「第8条第1項の定期駐車券又は第9条の自転車共通一日駐車券」に改める。

第8条第1項中「必要があると認めるときは」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 自転車 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア イに掲げる者以外の者 2,700円

イ 次のいずれかに該当する者 2,500円

(ア) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者

(イ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(カ) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(キ) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車共通一日駐車券)

第9条 京都市観光駐車場条例第8条第2項に規定する自転車共通一日駐車券の交付を受けた者が京都市御射山自転車等駐車場に自転車を駐車させるときは、利用料金を徴収しない。

別表第1京都市松尾駅自転車等駐車場の項及び別表第2(1)の項中「京都市松尾駅自転車等駐車場」を「京都市松尾大社駅自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

自転車共通一日駐車券の取扱いを明確化する等の必要があるので提案する。